

鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月25日

鈴鹿市長 **末松則子**

鈴鹿市条例第8号

鈴鹿市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員の旅費に関する条例(昭和34年鈴鹿市条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条— <u>第8条</u> )	第1章 総則(第1条— <u>第11条</u> )
第2章 旅費( <u>第9条—第21条</u> )	第2章 旅費( <u>第12条—第21条の2</u> )
第3章 雑則(第22条— <u>第25条</u> )	第3章 雑則(第22条・ <u>第23条</u> )
附則	附則
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。
(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁( <u>任命権者又はその委任を受けた者(以下「出張命令権者」という。)</u> )が認める場合には、 <u>その住所、居所その他出張命令権者が認める場所</u> を離れて旅行することをいう。	(1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁を離れて旅行することをいう。
(2) 略	(2) 略
(3) <u>家族</u> 職員の配偶者(届出をしない	(3) <u>扶養親族</u> 職員の配偶者(届出をし

が事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員と生計を一にしているものをいう。

(4) 略

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の家族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該家族を含む。以下この条において同じ。)が、次条第3項の規定により出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)の変更(取消

ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。

(4) 略

(5) 公用車 市有の車(自動車を含む。)及び備上車並びに他の公共団体等のものをいう。

2 この条例において「何級の職務」という場合には、鈴鹿市職員給与条例(昭和24年鈴鹿市条例第57号)に規定する給料表による当該級の職務(給料表の適用を受けない者については任命権者が市長と協議して定めるこれに相当する職務)をいうものとする。

3 この条例において「何々地」という場合には市町村の存する地域、都の特別区の存する地域にあつては特別区の存する全地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 略

2～4 略

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。)が、その出発前に出張命令又は出張依頼(以下「出張命令等」という。)を取り消され、

しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 出張は、出張命令権者の発する出張命令等によつて行わなければならない。

2・3 略

（出張命令等に従わない出張）

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更を受けた出張命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で市長が定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他市長が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が定める金額を旅費として支給することができる。

（出張命令等）

第4条 出張は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「出張命令権者」という。）の発する出張命令等によつて行わなければならない。

2・3 略

（出張命令等に従わない出張）

第5条 出張者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により出張命令等（前条第3項の規定により変更された出張命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて出張することができない場合には、あらかじめ出張命令権者に出張命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 略

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、次章に定めるところによる。

2・3 略

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費及び宿泊料とする。

(1) 鉄道賃は、鉄道旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(2) 船賃は、水路旅行について路程に応じ旅客運賃等により支給する。

(3) 航空賃は、航空旅行について路程に応じ旅客運賃により支給する。

(4) 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について路程に応じ1キロメートル当たりの定額又は実費額により支給する。

(5) 旅行雑費は、出張中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

(6) 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

第7条 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、日額旅費及び市内旅費とする。

2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第9条から第12条まで、第16条から第20条までに規定する内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合によつて計算する。  
ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によつて出張し難い場合には、その現によつた経路によつて計算する。

第8条 略

第2章 略

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用  
(第2号から第5号までに掲げる費用は、

4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

5 日額旅費は、第19条に規定する場合について前条の普通旅費に代えて支給する。

6 市内旅費は、第20条に規定する場合について支給する。

(旅費の計算)

第8条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法によつて出張した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によつて出張し難い場合には、その現によつた経路によつて計算する。

(出張日数等)

第9条 旅費計算上の出張日数は出張のため現に要した日数による。

第10条 出張中に職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

第11条 略

第2章 略

(鉄道賃)

第12条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金による。

第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 公務上特に必要があると市長が認める場合には、第1項の費用のほか、特別車両料金を支給する。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(

2 線路による旅行の場合には、その乗車に要する旅客運賃を支給する。

3 急行料金を徴する路程による旅行の場合には、前項に規定する旅客運賃のほか、次の各号のいずれかに該当する旅行に限り、当該各号に掲げる急行料金を支給する。

(1) 特別急行列車を運行する路程による旅行で、片道50キロメートル以上のもの  
特別急行料金

(2) 普通急行列車を運行する路程による旅行で、片道50キロメートル以上のもの  
普通急行料金

4 公務上特に必要があると市長が認める場合には、前2項の規定による旅客運賃及び急行料金のほか、特別車両料金を支給する。

(船賃)

第13条 船賃の額は、下級の旅客運賃による。

第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する料金

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、公務上特に必要があると市長が認める場合は、この限りでない。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため

2 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、旅客運賃のほか、現に要した寝台料金を支給する。

(航空賃)

第14条 航空賃は、緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用した場合には現に支払った旅客運賃を支給する。

(車賃)

第15条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で支弁することができない場合には実費額によ

特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

る。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第10条の規定により区分計算する場合にはその区分された路程ごとに通算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、第20条の場合はこの限りでない。

(旅行雑費)

第16条 県外の出張の場合における旅行雑費

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

の額は、別表第1の定額による。

2 東京都（特別区の存する地域に限る。）、大阪市又は名古屋市への出張で、市長が必要と認めるときは、前項の旅行雑費の額に1日につき1,000円を加算した額を支給することができる。

3 東京都又は広島県以遠への出張で出張日数が1日のときは、前2項の旅行雑費の額に2,000円を超えない範囲内において規則で定める基準に従い算出した額を加算した額を支給することができる。

4 県内の出張の場合における旅行雑費の額は、規則で定める基準に従い算出した額による。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 前2条の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費が次の各号に掲げる場合に該当するときは、宿泊手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の2に相当する額

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項の額の3分の1に相当する額

3 出張者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前2項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（移転料）

第18条 移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

2 前項の算定に当たっては、他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用を除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

3 出張命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後手当)

第18条の2 着後手当の額は、別表第1の旅行雑費定額の5日分及び宿泊料定額の5夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第18条の3 扶養親族移転料の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新

日において同居している者に限る。以下同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に掲げる額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費、宿泊料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第18条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合

には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により旅行雑費、宿泊料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(日額旅費)

第19条 第6条に掲げる旅費に代えて日額旅費を支給する出張は、研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための出張のうち、当該出張の性質上日額旅費を支給することを適当と認めて市長が指定するものとする。

2 日額旅費の額、支給条件及び支給方法は、規則で定める。ただし、その額は、当該日額旅費の性質に応じ第6条に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準を超えることができない。

(市内旅費)

第20条 市内出張に係る旅費の支給については、規則で定める。

第20条の2 略

(遺族の旅費)

第19条 略

(遺族の旅費)

第20条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から遺族の居住地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新居住地までの旅費

2 略

(私有自動車による出張の場合の旅費)

第21条 出張命令権者が私有自動車（2輪のものを除く。）による出張を認めた場合には、旅費を支給し、その額は規則で定める。

第3章 略

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、出張者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他当該出張における特別の事情により又は出張の性質上この条例の規定による旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合には、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

第20条の3 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの旅費

2 略

(公用車による出張の場合の旅費)

第21条 出張者が公用車により出張したときは、車賃を支給しない。

(私有自動車による出張の場合の旅費)

第21条の2 出張命令権者が私有自動車（2輪のものを除く。）による出張を認めるときは、別に定めるものを除き、普通旅費又は特殊旅費の車賃に10分の3を乗じて得た額を加給することができる。

第3章 略

(旅費の調整)

第22条 任命権者は、出張者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して出張した場合、その他当該出張における特別の事情によりまた当該出張の性質上この条例の規定による旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の支給額の上限)

第23条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条第1項、第17条及び第18条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の返納)

第24条 出張者は、この条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

(委任)

第25条 略

別表（第13条関係）

2 略

(実施規定)

第23条 略

別表第1（第15条—第17条、第18条の2関係）

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円

区分	車賃 (1kmにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
7級以上の職務の級にある者	29円	公共交通期間の場合 公用車の場合 1,300円 300円	13,100円
6級以下の職務の級にある者	29円	公共交通期間の場合 公用車の場合 1,300円 300円	10,900円

兵庫県	<u>12,000円</u>
奈良県	<u>11,000円</u>
和歌山県	<u>11,000円</u>
鳥取県	<u>8,000円</u>
島根県	<u>9,000円</u>
岡山県	<u>10,000円</u>
広島県	<u>13,000円</u>
山口県	<u>8,000円</u>
徳島県	<u>10,000円</u>
香川県	<u>15,000円</u>
愛媛県	<u>10,000円</u>
高知県	<u>11,000円</u>
福岡県	<u>18,000円</u>
佐賀県	<u>11,000円</u>
長崎県	<u>11,000円</u>
熊本県	<u>14,000円</u>
大分県	<u>11,000円</u>
宮崎県	<u>12,000円</u>
鹿児島県	<u>12,000円</u>
沖縄県	<u>11,000円</u>

別表第2（第18条関係）

区 分	<u>鉄道50</u>	<u>鉄道50</u>	<u>鉄道100</u>	<u>鉄道300</u>
	<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>
	<u>一トル</u>	<u>一トル</u>	<u>一トル</u>	<u>一トル</u>
	<u>未満</u>	<u>以上100</u>	<u>以上300</u>	<u>以上</u>
		<u>キロメ</u>	<u>キロメ</u>	
		<u>一トル</u>	<u>一トル</u>	
		<u>未満</u>	<u>未満</u>	
移	<u>126,000</u>	<u>144,000</u>	<u>178,000</u>	<u>220,000</u>

	転	円	円	円	円
	料				

(鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和24年鈴鹿市条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前								
<p style="text-align: center;">鈴鹿市<u>非常勤職員</u>の報酬及び費用弁償に関する条例 (費用弁償)</p> <p>第4条 非常勤職員が、公務のため<u>市外</u>に旅行したときは、その旅行について費用弁償として、次のとおり旅費を支給する。</p> <p>(1) <u>選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員、公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員</u>については、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）に定める市長の例による。</p> <p>(2) <u>その他の非常勤職員</u>については、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）に定める一般職の職員の例による。</p>	<p style="text-align: center;">鈴鹿市<u>委員会</u>の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (費用弁償)</p> <p>第4条 非常勤職員が、公務のため<u>市外</u>（旅行雑費については、<u>県外</u>）に旅行したときは、次の表に従い最も経済的な通常の経路及び方法によつて旅行した場合の経費により計算した費用弁償を支給する。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によつて旅行しがたい場合は、その現によつた経路及び方法によつて計算する。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">車賃</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">旅行雑費</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">宿泊料</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">区分</td> <td style="text-align: center;">(1 kmに つ</td> <td style="text-align: center;">(1日に つき)</td> <td style="text-align: center;">(1夜 につ き)</td> </tr> </table>		車賃	旅行雑費	宿泊料	区分	(1 kmに つ	(1日に つき)	(1夜 につ き)
	車賃	旅行雑費	宿泊料						
区分	(1 kmに つ	(1日に つき)	(1夜 につ き)						

	き)		
<u>選挙管理委員会委員</u> <u>監査委員</u> <u>教育委員会委員</u> <u>公平委員会委員</u> <u>固定資産評価審査委員会委員</u>	29円	<u>公共交通機関の場合</u> <u>1,500円</u> <u>公用車の場合</u> <u>300円</u>	<u>14,800</u> <u>円</u>
<u>その他の非常勤職員</u>	29円	<u>公共交通機関の場合</u> <u>1,300円</u> <u>公用車の場合</u> <u>300円</u>	<u>13,100</u> <u>円</u>

2 東京都（特別区の存する地域に限る。）、大阪市又は名古屋市への旅行で、特に必要があると認めるときは、前項の旅行雑費の額に1日につき1,000円を加算した額を支給することができる。

3 緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用した場合には、現に支払った旅客運賃を支給する。

2 前項に定めるもののほか、非常勤職員が職務を行うために要した費用で規則で定めるものは、弁償することができる。

4 前3項に定めるもののほか、非常勤職員が職務を行うために要した費用で規則で定めるものは、弁償することができる。

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 市長及び副市長の給与等に関する条例(昭和45年鈴鹿市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前								
<p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費については、<u>鈴鹿市職員の旅費に関する条例(昭和34年鈴鹿市条例第4号)に定める一般職の職員の例により計算した旅費を支給する。ただし、同条例に定める宿泊費基準額は、別表のとおりとする。</u></p> <p>2 市長は、特別の事由により前項の規定によることが不適当と認めるときは、<u>その都度別に定めることができる。</u></p> <p><u>別表(第5条関係)</u></p>	<p>(旅費)</p> <p>第5条 市長等が公務のため旅行するときに支給する旅費の額は、<u>次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">車賃 (1 kmにつき)</th> <th style="text-align: center;">旅行雑費 (1日につき)</th> <th style="text-align: center;">宿泊料 (1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">旅費の額</td> <td style="text-align: center;">29円</td> <td style="text-align: center;">公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円</td> <td style="text-align: center;">14,800円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 <u>食事料は、船舶及び航空機により旅行する場合に限り、支給する。</u></p>	区分	車賃 (1 kmにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	旅費の額	29円	公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円	14,800円
区分	車賃 (1 kmにつき)	旅行雑費 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)						
旅費の額	29円	公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円	14,800円						

区分	宿泊費基準額 (1夜につき)
北海道	18,000 円
青森県	15,000 円
岩手県	13,000 円
宮城県	14,000 円
秋田県	15,000 円
山形県	14,000 円
福島県	11,000 円
茨城県	15,000 円
栃木県	14,000 円
群馬県	14,000 円
埼玉県	27,000 円
千葉県	24,000 円
東京都	27,000 円
神奈川県	22,000 円
新潟県	22,000 円
富山県	15,000 円
石川県	13,000 円
福井県	14,000 円
山梨県	17,000 円
長野県	15,000 円
岐阜県	18,000 円
静岡県	13,000 円
愛知県	15,000 円
三重県	13,000 円
滋賀県	15,000 円
京都府	27,000 円
大阪府	18,000 円

兵庫県	<u>17,000 円</u>
奈良県	<u>15,000 円</u>
和歌山県	<u>15,000 円</u>
鳥取県	<u>11,000 円</u>
島根県	<u>13,000 円</u>
岡山県	<u>14,000 円</u>
広島県	<u>18,000 円</u>
山口県	<u>11,000 円</u>
徳島県	<u>14,000 円</u>
香川県	<u>21,000 円</u>
愛媛県	<u>14,000 円</u>
高知県	<u>15,000 円</u>
福岡県	<u>25,000 円</u>
佐賀県	<u>15,000 円</u>
長崎県	<u>15,000 円</u>
熊本県	<u>20,000 円</u>
大分県	<u>15,000 円</u>
宮崎県	<u>17,000 円</u>
鹿児島県	<u>17,000 円</u>
沖縄県	<u>15,000 円</u>

(鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第4条 鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年鈴鹿市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
(費用弁償)	(費用弁償)
第5条 議長等が公務のため <u>市外に旅行した</u>	第5条 議長等が公務のため <u>市外</u> （旅行雑費

ときは、その旅行について費用弁償として、市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和45年鈴鹿市条例第16号）に定める市長の例による旅費を支給する。

については、（県外）に旅行したときは、次の表に従い最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の経費により計算した費用弁償を支給する。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合は、その現によった経路及び方法によって計算する。

区分	車賃 (1 km につき)	旅行雑費 (1 日 につき)	宿泊料 (1 夜に つき)
議長等	29円	公共交通機関の場合 1,500円 公用車の場合 300円	14,800円

2 東京都（特別区の存する地域に限る。）、大阪市又は名古屋市への旅行で、特に必要があると認めるときは、前項の旅行雑費の額に1日につき1,000円を加算した額を支給することができる。

3 緊急やむを得ない公務上の必要により航空機を利用した場合には、現に支払った旅客運賃を支給する。

(鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

第5条 鈴鹿市出頭人等の実費弁償に関する条例（平成26年鈴鹿市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(実費弁償)</p> <p>第3条 出頭人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他の交通費</u></p> <p>(6) <u>宿泊費</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費及び宿泊費</u> 鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の例により算定した額</p> <p>2 略</p>	<p>(実費弁償)</p> <p>第3条 出頭人等に対しては、次に掲げる実費を弁償する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>車賃</u></p> <p>(6) <u>宿泊料</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(実費弁償の額及び支給方法)</p> <p>第4条 実費弁償の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>宿泊料</u> <u>1夜につき13,100円</u></p> <p>(3) <u>鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃</u> 鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の例により算定した額</p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市消防団条例の一部改正)

第6条 鈴鹿市消防団条例（平成26年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前

<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 略</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 前項第2号の場合において、鈴鹿市職員の旅費に関する条例別表第1中「7級以上の職務の級にある者」とあるのは「団長」と、「6級以下の職務の級にある者」とあるのは「団長以外の消防団員」と読み替えるものとする。</u></p>
----------------------------	--

(鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年鈴鹿市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の規定の例による。</p>	<p>(パートタイム会計年度任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償)</p> <p>第27条 略</p> <p>2 旅行に係る費用弁償の額は、鈴鹿市職員の旅費に関する条例（昭和34年鈴鹿市条例第4号）の規定の例による。<u>この場合において、パートタイム会計年度任用職員の職務の級は、給与条例第3条第1項第1号に掲げる行政職給料表における1級に相当するものとする。</u></p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(鈴鹿市職員の旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例

第2条第1項第1号に規定する出張命令権者が新条例第4条第1項に規定する出張命令等を発する旅行及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に第1条の規定による改正前の鈴鹿市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発した旅行及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第1号に規定する出張命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けられることができる場合については、なお従前の例による。

（鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置）

- 4 第2条の規定による改正後の鈴鹿市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、第3条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例及び第4条の規定による改正後の鈴鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。